

令和2年度あいら伊豆農業協同組合
野菜生産者育成事業助成金交付要領

(事業の目的・支援対象者)

第1条 あいら伊豆農業組合野菜育成事業（以下、事業）は、管内農業の活性化、ファーマーズマーケットいで湯っこ市場の地場産野菜の増大を図るため、野菜生産に従事している管内の正組合員、ファーマーズマーケット野菜出荷者（対象農地の面積は自園地・借地を問わずおおむね100坪以上）、野菜生産が計画に含まれる認定新規就農者を対象に助成するものとする。

(助成金の対象経費)

第2条 この事業は、以下に掲げる物を対象とする。

- 1) 農業用機械・施設・資材等、農業経営に必要で複数年にわたり使用可能なものの購入費（JAあいら伊豆購買品に限る）

農業用機械	耕運機、動力噴霧器等
農業用施設	栽培用棚、ビニールハウス等
農業用資材	園芸用支柱、防虫ネット、灌水装置等

- 2) 施設園芸を行うためのビニールハウス、ガラスハウス等の新設に係る購入費（JAあいら伊豆購買品に限る）
- 3) 上記の1) 2) は購入金額10万円以上（税込み）を対象とする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金交付の申請の手続きは以下により行うものとする。

- 1) 助成金の交付を受けようとする生産者は、助成金交付申請書を様式第1号により営農販売課に提出するものとする。
- 2) 助成金交付申請書の提出締め切りは、令和3年3月15日までとする。
- 3) 営農販売課は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、助成金交付決定につき起案する。

(助成金の交付)

第4条 交付決定を受けた助成金は、原則口座振込にて交付する。

(助成金の額)

第5条 助成額は事業費の1割(千円以下切捨て)とする。

ただし、上限は20万円

(事業費)

第6条 助成金は、総額1,000,000円以内とし、営農販売課より支出する。

(附則)

(1) 共済への加入は助成対象要件としない。

(2) この事業の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月15日までとする。

(3) 重複して他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこととする。